

第3号議案

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

平成30年1月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「二五〇、七〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に、「二三一、二〇〇円」を「二三一、五〇〇円」に、
「二八九、七〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「一四四、八〇〇円」を「一四四、九〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。